

センター通信

No. 1 1968. 3

発刊にあたって

川野重任

1966

東京大学東洋文化研究所東洋学文献センターは、昭和41年に、京都大学人文科学研究所のそれにつぐ二番目の同種のものとして創設された。東洋学とは、欧米諸国の側からする東洋研究の未分化の段階を思わせるいささか時代がかつた用語の感もあるが、われわれはこれを事実上アジア研究資料センターたるものとして理解している。その任務は当研究所、文献センターの収蔵する豊富な関係資料をひろく内外の研究者の利用に供することに

ある。

およそ文献資料の収集、整理は研究上不可欠の操作であるが、とくに当研究所の課題とするアジア研究の如き場合には、関係領域の時間的、空間的ひろさの故に、それは決して容易なことでない。幸いにして当研究所は、これまで、その対象とする時代、地域、分野等は限られていたが、かなりまとまって、しかも貴重な文献、資料を部分的には収集し得て来た。しかし、その整理、利用は担当組織、人員の不足によって不十分、不満足のうらみを免れなかった。今回、それがセンター制度の創設によって解決の一步をふみ出すこととなったが、われわれは今漸く発足したばかりである。創設廿六年目にして漸く固有の建物をもち得るにいたったという貧乏世帯の悲しさ、閲覧室、事務室ともいかにも手狭である。利用者は研究所の本郷キャンパス移転という条件も加わって日々増加しつつあるが、利用上種々御不便をおかけすることがながおお多いと思う。あらかじめお断わりするとともに、利用者各位の援助、助言等を得て、今後センターの一層の充実、発展と運営の円滑を期し得ればと思う。

「センター通信」は、センターの動きを利用者各位にお伝えするとともに、利用者との意志疎通の場としたいとの意図もかねて発刊されることとなった。センターとともに発展を期待したい。

(東洋学文献センター長)

設立の経過

昭和36年6月、日本学術会議は、第33回総会において、「人文・社会科学の振興について」決議し、昭和36年5月17日付で日本学術会議会長代理桑原武夫氏の名において、内閣総理大臣池田勇人氏宛に勧告の文書を送付した。その勧告は、自然科学偏重の振興方策は科学全体の発展を阻害するものであり、自然科学と人文・社会科学とのつり合いのとれた振興をはかるために、国立大学における人文・社会科学部門の教員定員の増加など、5項目にわたるものである。その第5項目は「総合研究施設の設置」であり、その中に「文献および資料センター」の設置の必要がうたわれている。

ついで、昭和36年9月、国立大学研究所協議会（会長朝永振一郎氏）はその第27回総会において、前記学術会議の勧告につき文部大臣の諮問を受け、小委員会を設けてこれを審議した。審議は昭和36年11月以来7回にわたって行なわれ、昭和37年10月27日、同協議会第30回総会の議を経て中間答申として文部省大学学術局長宛答申された。

その内容は、Ⅰ「人文社会科学専門文献センターの設置について」と、Ⅱ「アジア・アフリカ言語文化研究センターについて」の二つに分かれ、このうち前者が本センター設置に直接つながるものである。すなわち、文献・資料の一般公開を原則とし、施設・設備の近代化を図るとともに文献・資料の閲覧、ならびに必要な応じて複写サービスを行なう全国共同利用の専門文献センターの形式が適当だとし、さしあたりよりあげられるプロジェクトとしては、次のものが適当であるとされた。

- (1) 比較法（外国法専門文献センター；東大法学部・社会科学研究所・図書館）
- (2) 日本経済統計（日本経済統計専門文献センター；一橋大学経済研究所）
- (3) 経営分析（経営分析専門文献センター；神戸大学）
- (4) 東洋学（東洋学専門文献センター；東大東洋文化研究所、京大人文科学研究所、財団法人東洋文庫）

この答申のプロジェクトの中で、東洋学専門文献センターが、三カ所で行なわれるべきことを答申したのは、国立大学研究所協議会の下におかれた小委員会において、上述のような趣旨に沿って東洋学に関するセンター機能を發揮するためには、それぞれ特色をもったコレクションを有する三カ所が共同してでなければできない現状認識について意見統一が行なわれた結果である。しかるに、その後、財団法人東洋文庫については、民間団体の故をもって、国としての経費支出が認められ難いということとなり、差し当たり、その任務範囲を限定した形で、まず昭和40年度に、京都大学人文科学研究所に東洋学専門文献センターが設置され、続いて41年度に東京大学東洋文化研究所に本センターが設置された。

本研究所としては、本来の研究機関としての機能を妨げない限りにおいて、本研究所の図書資料の特色である中国古典法制、古典戯曲・小説、戦後中国刊行物、戦後朝鮮刊行物を中心にその蒐集および公開利用を發展させることに任務を限定し、東京大学東洋文化研究所附属東洋学文献センターを發足させた。

《参考資料》

人文・社会科学の振興について（勧告）

庶発第360号
昭和36年5月17日

内閣総理大臣
池田勇人 殿

日本学術会議会長代理
桑原武夫

人文・社会科学の振興について（勧告）

標記のことについて、本会議第33回総会の議に基づき、下記のとおりに勧告いたします。

記

自然科学と人文・社会科学の関係は密接を加えつつあり、科学の進歩は、この二つの部門のつりあいのとれた振興を必要としている。科学の進歩に対する国民の認識が高まり、その振興方策が具体化しつつあることは喜ばしいが、もし自然科学に偏した振興方策がとられるときは、科学振興の目的をかえって阻害するおそれがある。政府は、人文・社会科学の振興とくにその基礎研究の振興に十分に注意を払わねばならない。日本における人文・社会科学の施設は甚だ不十分であり、将来のために憂慮にたえない。本会議は、政府がまず次の施策を早急にとられることを要望する。

1. 国立大学における人文・社会科学部門の教員定員の増加（内容省略）
2. 私立および公立大学の人文・社会科学部門の施設設備の補助（内容省略）
3. 人文・社会科学部門の研究費の増加（内容省略）
4. 基礎研究の重視（内容省略）
5. 総合研究施設の設置

人文・社会科学の振興のためには、文献および資料センター、総合人文・社会科学図書館、総合人文・社会科学研究所をふくむ総合研究施設が必要である。その設置を要望するが、その計画立案および設置については日本学術会議の意見にそわねばならない。

学術月報 Vol. 14 No. 3 (1961年6月)

国立大学研究所協議会の学術研究推進に関する中間答申について

昭和37年10月27日

文部省大学学術局長殿

国立大学研究所協議会会長

朝永振一郎

学術研究推進方策等について（中間答申）

本研究協議会は、昨年9月第27回総会において下記事項につき諮問を受け、これに基

つき専門委員会を設置し、慎重に検討審議を進めてきた。現在各専門委員会とも最終的結論には到達していない。しかしながら来年度予算要求に関連する事項ですでに審議済みのものもあるもので、各専門委員会とも中間報告を作成し、第30回総会において報告があった。

本協議会においては、これら中間報告を慎重に検討した結果妥当と認め、ここに別添(1)~(6)のとおり中間答申を行ないます。

記

- (1) 人文・社会科学の振興方策について
- (2) がん・脳等研究推進方策について
- (3) 原子核研究将来計画について
- (4) 宇宙科学研究推進方策について
- (5) 電子計算機の設置、管理運営について
- (6) 共同利用研究所の管理運営について

人文・社会科学の振興方策について

委員長 桑原武夫

学問の健全なる発展のためには、人文・社会科学、自然科学両分野の研究が均衡ある発展を遂げなければならぬ。しかるに近年自然科学分野については、その幾多の具体的振興方策がとられてきたが、これに反し、人文・社会科学分野については、積極的な振興策がほとんど見られていない。昨年5月日本学術会議はその総会において学問の均衡ある発展の見地から人文・社会科学振興に関する勧告を出したが、本小委員会では上記の日本学術会議の勧告を考慮しつつ、人文・社会科学振興方策の樹立検討を進めてきた。すなわち、人文・社会科学の振興を図るための研究体制の整備、充実、ならびにアジア、アフリカ言語文化研究センターおよび資料センターの設置等の具体的問題について、昨年11月以来7回にわたり討議を重ねたのであるが、その結果下記のとおり意見の一致をみた。なお、研究体制の整備、充実については、検討途上であり、さらに討議を行なう予定である。

記

I 人文社会科学専門文献センターの設置について

文献、資料の総合的体系的収集ならびにその効率的利用を図ることは、研究者の研究能率を高める点から、また経済的観点からみて、きわめて肝要である。したがってこれを制約し適切な運用を図ることは、人文・社会科学振興に大いに資するものと考えられる。その方法としては種々あるが、文献・資料の一般公開を原則とし、施設、設備の近代化を図るとともに文献・資料の閲覧、ならびに必要に応じて複写サービスなどを行なう全国共同利用の専門文献センターの形式によって実施されることが適当であると思われる。

なお、この制度実施の場合に、さしあたり取りあげらるべきプロジェクトとしては、次のものが適当であると考えられる。

- (1) 比較法 (外国法専門文献センター；東大法学部・社会科学研究所・図書館)
- (2) 日本経済統計 (日本経済統計専門文献センター；一橋大学経済研究所)
- (3) 経営分析 (経営分析専門文献センター；神戸大学経営研究所)
- (4) 東洋学 (東洋学専門文献センター；東大東洋文化研究所、京大人文科学研究所、財団法人東洋文庫)

II アジア、アフリカ言語文化研究センターの設置について

(以下省略)

文献センターの現状

I. 人員

	昭和41年度	昭和42年度	昭和43年度内示	予 定 員
講 師	1			1
助 手	1	1		2
事 務 官	1	1	1	3
技 官			1	1
事務補佐員	7	6 (現在員)		

II. 施設

既設の研究所施設を使用しており、昭和43年度概算要求には、文献センターの施設として660m²を要求したが承認されなかった。

III. 文部省から支出された第一期事業3カ年の予算額は次の通りである。
(単位千円)

	昭和41年度	昭和42年度	昭和43年度内示
設 備 費	④ 4,000	④ 6,000	④ 6,000
	⑤ 3,360	⑤ 1,260	⑤ 1,286
運 営 費	④ 2,747	④ 3,224	④ 3,234
	⑤ 100	⑤ 100	⑤ 177
	10,207	10,584	10,697

注) ④は図書費, ⑤は機械器具費, ⑥は校費, ⑦は旅費を示す

IV. 事業

1) 資料の蒐集

	昭和41年度	昭和42年度
A	318点 1,085冊	393点 824冊 文書500枚
B	268点 442冊	358点 807冊
C	277点 325冊	235点 286冊
マイクロフィルム	11点 9リール	9点 8リール

- Aは、中国古典法制・戯曲・小説類
- Bは、現代中国刊行資料
- Cは、現代朝鮮刊行資料

○ マイクロフィルムの内容は、AおよびBである。

○ なお、昭和42年度から、故仁井田陸博士所蔵のギルド関係を中心とする蒐集資料を購入している。

2) 漢籍目録の作成

	第1期	第2期
当初予定	41.4 42.2 43.9 43.12 44.3 44.4 45 46 47.3	
実施計画	同A目録のカード作成 同B目録のカード作成と分原稿浄写 刊行費概算要求 AB目録の刊行 索引作成	

○ 当研究所には在来、漢籍目録およびカードができておらず、これをつくることが公開利用の第一の仕事と考え、現在、スタッフおよび臨時補佐員の総力と、運営費の大部分を投じて作成に当たっている。

3) 閲覧および文献複写業務

当方は、漢籍目録の作業を集中的にすすめているので、閲覧および文献複写業務は研究所図書掛において行なうことにしている。

4) 「東洋学文献センター叢刊」および「東洋学文献センター通信」の発行

④ 「東洋学文献センター叢刊」

昭和42年度

第1輯 新収図書目録(昭和41年度)

第2輯 清代地方劇資料(1)

昭和43年度以降続刊

⑤ 「東洋学文献センター通信」

第1号の発行がおくれたが、すくなくとも年2回は発行し、現状の発展の紹介と、利用者の窓口ともしたいと考えている。

V. 全国文献センター長会議および事務連絡会議について

各センターとも、その運営については共通、または固有の問題を抱えており、上記ふたつの会議をそれぞれ年に1回開催し、現実の問題および将来の計画について討議が行なわれ、文部省および学術会議と接触している。

投稿のお願い

このたび、東洋学文献センターの会報として「センター通信」が発刊されることになりました。この「センター通信」は、センターと利用者各位をつなぐパイプとして、センターの現状や動きを皆さんにお知らせするとともに、皆さんの声も伺いたいと思っています。

皆さんのご意見やご希望をお寄せ下さるよう、お待ちしております。ご投稿の際、用紙は自由ですが、なるべく1,400字以内にまとめて下さい。

原稿の送り先 東京都文京区本郷7-3-1

東京大学東洋文化研究所附属東洋学文献センター

電話(812)2111 内線7831

東京大学東洋文化研究所附属東洋学文献センター規則

(目的)

第1条 東京大学東洋文化研究所附属東洋学文献センター（以下「文献センター」という。）は、東洋学に関する文献を収集し、学内及び学外の研究者の利用に供することを目的とする。（文献センターの長）

第2条 文献センターに長を置く。

2 長は、東洋文化研究所長をもってあてゐる。

3 長は、文献センターを統轄し、これを代表する。

(主任)

第3条 文献センターに主任を置く。

2 主任は、東洋文化研究所教授のうちから、文献センターの長がこれを委嘱する。

3 主任は、文献センターの長を補佐する。

(運営委員会)

第4条 文献センターに、運営委員会を置く。

2 運営委員会に関する事項は、別に定める。

(事務室)

第5条 文献センターに、その事務を処理するため、事務室を置く。

2 事務室に職員若干名を置く。

(実施細則)

第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施について必要な事項は、文献センターの長の定めるところによる。

附 則

この規則は、昭和41年9月20日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

東京大学東洋文化研究所附属東洋学文献センター運営委員会規則

(組織)

第1条 東京大学東洋文化研究所附属東洋学文献センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）は、東洋文化研究所及びその他の部局から選出された委員若干名をもって組織する。

(委員長)

第2条 運営委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員のうちから、東京大学東洋文化研究所附属東洋学文献センター（以下「文献センター」という。）の長がこれを委嘱する。

(任務)

第3条 運営委員会は、文献センターの長の諮問に応じ、文献の収集、整理及び利用に関する事項を審議する。

（利用者の意見をきくこと）

第4条 運営委員会は、運営の改善に資するため、必要に応じて利用者の意見をきくものとする。

(幹事)

第5条 運営委員会に、その事務を処理するため、幹事若干名を置く。

2 幹事は、文献センターの長がこれを委嘱する。

附 則

この規則は、昭和41年9月20日から施行する。

東京大学東洋文化研究所附属東洋学文献センター利用規程

第1条 東京大学東洋文化研究所附属東洋学文献センター（以下「文献センター」という。）は、東京大学東洋文化研究所（以下「本研究所」という。）内に置く。

第2条 この規程における利用とは、図書・資料の閲覧、文献複写及び参考調査をいう。

第3条 文献センターを利用できる者は、次の各号の1に該当する者とする。

- (1) 東京大学に所属する教職員で身分証明書を提出した者及び東京大学の学生で学生証を提出した者
- (2) 国公立及び私立の大学・研究機関又はこれに準ずる公共的機関に所属する者で所属する機関の長又は指導教官の紹介状を有し、身分証明書又は学生証を提出した者
- (3) 本研究所の専任の教授・助教授若しくは講師の紹介状を有する者又は文献センターの長が特に利用を認めた者

2 前項第2号及び第3号に該当する者には閲覧証を発行する。

第4条 文献センターの利用時間は、次のとおりとする。ただし、業務上特別の事由があるときは、予告揭示のうえ、休業することがある。

- (1) 平日 午前9時30分から午後4時30分まで
- (2) 土曜日 午前9時30分から正午まで
- (3) 日曜日・国民の祝日・年末年始は休業する

第5条 文献センターにおける閲覧者は、所定の閲覧請求票を記入のうえ出納掛に提出し、指定の場所で閲覧するものとする。ただし、文献センターの長が特に必要と認めたと認めた者及び本研究所と他部局との間に別に定めのある場合は、この限りでない。

第6条 利用者は、学術研究のために、文献センター所蔵の文献の複写及び参考調査を依頼することができる。

第7条 文献複写の取り扱い及び料金に関する事項は、別に定めるところによる。

第8条 文献センターの利用が、次の各号の1に該当する場合には、文献複写及び参考調査に応じられないことがある。

- (1) 著作権を侵害するおそれのある場合
- (2) 特に長時間を要し、本研究所の業務に支障を生ずるおそれのある場合
- (3) 学術研究以外の目的に使用されるおそれのある場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、センターの長が不適当と認めた場合

第9条 利用者は、掛員の指示に従わなければならない。

2 掛員の指示に従わず、業務に支障を与えるおそれのある利用者に対しては、利用を断わることがある。

第10条 利用者が図書・資料を破損又は紛失したときは、その損害を弁償する責を負うものとする。

第11条 この規程の改正は、文献センター運営委員会の議を経て、文献センターの長がこれを行なう。

附 則

この規程は昭和42年3月18日から施行する。

東洋学文献センター運営委員会委員

(昭和43年2月現在)

東	小	橋	窪	泉	荒	鈴	佐	山	大	尾	一	一	忠	一	雄	敬	一	男	雄	英	長	館	教	教	教	教	教	教	教	教	伊	丸	藤	篠	川	上	古	藤	山	堂	原	田	原	島	四	真	明	泰	淳	和	二	男	保	三	侃	道	雄
研	教	教	教	教	教	教	助	教	助	教	助	教	助	教	助	教	助	教	助	教																																					
授	授	授	授	授	授	授	授	授	授	授	授	授	授	授	授	授	授	授	授	授																																					
法	文	農	経	教	社																																																				

東洋学文献センター職員

センター長	川	野	重	任	センター主任	小	口	伯	有	兼	英	昇	新	次	子
教授	佐	尾	初	陳	沢	哇	寺	柿	賀	志	波	平	山	牧	
助教	尾	初	陳	沢	哇	寺	柿	賀	志	波	平	山	牧		
講師	尾	初	陳	沢	哇	寺	柿	賀	志	波	平	山	牧		
助	尾	初	陳	沢	哇	寺	柿	賀	志	波	平	山	牧		
助	尾	初	陳	沢	哇	寺	柿	賀	志	波	平	山	牧		
助	尾	初	陳	沢	哇	寺	柿	賀	志	波	平	山	牧		
助	尾	初	陳	沢	哇	寺	柿	賀	志	波	平	山	牧		
助	尾	初	陳	沢	哇	寺	柿	賀	志	波	平	山	牧		

編集後記

漢籍目録法の研修を受けるべく、スタッフが顔をあわせたのは昨年の2月初め、研究所がまだ大塚にある外務省研修所と同居中の時であった。その後1年の間に、センターは所を変え、今、は改装のため8階に仮住まいをしながら、研究自体、今日まで固有の建物を持たず、流転の運命を辿ったことであるが、文献センターの運命もまた、それに似ているのである。ともあれ、当面の主目標である漢籍目録の完成を目指して進んできた。

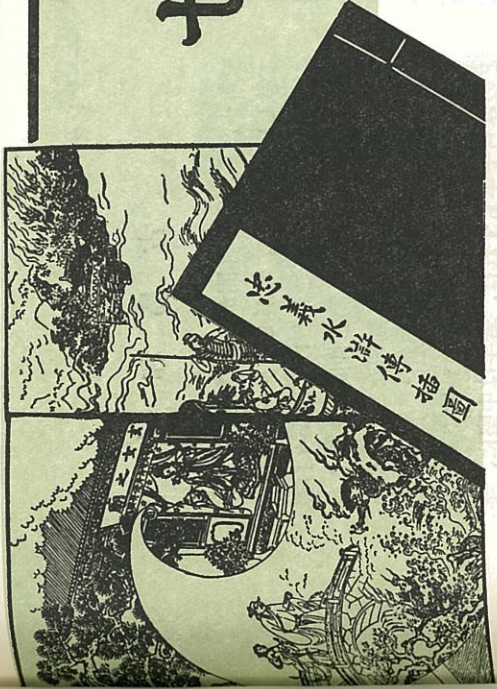
各スタッフがいくつかの仕事を抱えている中では、「センター通信」を出すことも容易ではないが、とにかく第1号を発行するのはこの頃であった。本来われわれは、「センター通信」を親しみ易いものにする方針であったが、今回はセンターの紹介を中心にしたので、ことごとく違った感じが深い。第2号以降、面目を一新せねばならぬと思っている。

(N.H.)

東京大学東洋文化研究所附属東洋学文献センター報 “センター通信” No. 1 1968年3月19日
発行責任者 宮本 健 東京都文京区本郷7丁目3ノ1 電 代 表 (812) 2111 (内線) 7831

センター通信

No. 2 1968.10



主任就任にあたって

窪 徳 忠

慮らずも本年四月からセンター主任という重責を負うことになったので、ここに私の考えをごく簡単にのべてさせていただきます。

近年とみにその数量をまじつつある文献資料の中から、ある研究者が必要資料を的確に選びだすのは、容易なことではない。そのために、まず自然科学・技術方面からその情勢に対処すべく、ドキュメンテーション・サービスが要請された。そこで、ドキュメンタリストは、研究者の利用に資するために、文献・写真その他の諸資料の体系的整理に着手したが、とくに人文・社会科学方面においては、日も浅い上に実績も少なく、かつ「ドキュメンテーション」の概念規定さえさだかでない現状である。今後この点の十分な解明とそれに即した作業の遂行が望まれるが、東洋文庫内東洋学文献センター連絡協議会刊の日本文・中国文・朝鮮文等逐次刊行物目録や漢籍叢書所在目録などは、その実績のひとつといえるであろう。とくに、京都大学人文科学研究所附属東洋学文献センター刊の東洋学文献類目は高く評価されよう。本センターが、遅ればせながら目下鋭意製作中である本研究所蔵の漢籍目録をも、その一環と考えて頂ければ幸いである。

ところで、漢籍目録製作後の作業は、本センターの将来像とからんで、設立当初からのいわば宿題であった。三年間の準備期間終了と共に、設備費即ち図書蒐集費が打切られて、爾後の活動に大きな支障を来たす由の明らかなになった昨年度、目録製作の進捗状況を考慮しつつ、センター叢刊の刊行が企画され、関係者の努力によって第二輯まで発行された。本年度は、それをうけてさらに検討を加え、一層充実した第三輯以下の続刊を当面の目標とすると共に、本センターの将来像形成のために、とくに名を同じくする京都大学人文科学研究所の東洋学文献センターと緊密な連絡をとりつつ、次年度以降の本センター独自の作業計画の方針を定め、もって設立当初以来の宿題の一端に答えようと考えている。

センターは、元来利用者のものである。利用者から遊離したセンターはありえない。その意味で、広く内外の利用者各位から本センターの方針やあり方につき忌憚ない御意見を頂けるよう、切望してやまない。

(東洋学文献センター主任)